

熊本県告示第579号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和7年度（2025年度）以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けなければならない内容を次のとおり定める。

平成28年2月26日熊本県告示第196号（私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定）は、令和6年度（2024年度）に係る監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年（2025年）7月22日

熊本県知事 木村敬

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうか。

---

熊本県告示第580号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度（2025年度）に係る書類の提出から適用する。

令和7年（2025年）7月22日

熊本県知事 木村敬

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。